

# 奈良国立大学機構の内部質保証の基本方針

令和4年10月28日  
役員会承認

## 1 目的

この基本方針は、奈良国立大学機構（以下「機構」という。）が掲げるミッション、ビジョン、目標、戦略、及び各大学が掲げる理念や目標を実現するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めることを通じて、機構の教育研究の質を保証し、機構に対する社会的信頼を維持及び向上することを目的とする。

## 2 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 内部質保証

教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めることを通じて、機構の教育研究の質を保証することをいう。

### (2) 部局等

機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）における教育研究に関する業務を円滑に執行するため機構及び大学に置かれた組織（学部、研究科、室、センター、委員会等）（以下「部局等」という。）をいう。

## 3 役職員、機構及び大学の責務

役職員、機構及び大学は、機構が掲げるミッション、ビジョン、目標、戦略、及び各大学が掲げる理念や目標を実現するため、内部質保証の重要性を深く認識するとともに、自らの活動について継続的に点検及び評価を行い、改善及び向上に努めなければならない。

## 4 最高責任者、統括責任者、評価責任者

### (1) 最高責任者

内部質保証に関する業務を統括し最終責任を負う者として、最高責任者を置き、理事長をもって充てる。最高責任者は、次条に規定する統括責任者が責任をもって内部質保証に関する業務を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

### (2) 統括責任者

最高責任者を補佐し、大学における内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として、各大学に統括責任者を置き、大学の長をもって充てる。統括責任者は、

最高責任者の指示に基づき、大学における内部質保証に関し必要な具体的措置を講じる。

(3) 評価責任者

部局等に、当該部局における内部質保証に関する業務を行う者として、評価責任者を置く。評価責任者は、統括責任者の指示に基づき、当該部局における内部質保証に関し必要な業務を行う。

5 審議過程

(1) 経営に係る内部質保証に関し必要な事項

経営戦略室の議に付した後、経営協議会及び役員会の議を経て、最高責任者が決定する。

(2) 教育研究に係る内部質保証に関し必要な事項

企画・評価室又は評価企画室の議に付した後、教育研究評議会、経営戦略室及び役員会の議を経て、最高責任者が決定する。

6 体制

内部質保証に関する体制は以下のとおりとし、機構、大学及び部局等、各レベル間の連携、協力及び補完の関係により実施するものとする。

(1) 法人レベル

1) 役員会

役員会は機構全体の取組の状況とその点検、評価、改善、向上について審議し、取組の有効性を検証することによって、機構全体の内部質保証を統括し、責任をもつ。

2) 経営協議会

経営協議会は経営に係る取組の状況とその点検、評価、改善、向上について審議し、取組の有効性を検証する。

3) 経営戦略室

経営戦略室は、機構直下の部局等に係る取組の状況とその点検、評価、改善、向上について、とりまとめを行い、経営協議会、役員会に報告する。また、企画・評価室又は評価企画室から報告のあった、各大学における取組の状況とその点検、評価、改善、向上についてのとりまとめ結果について、審議し、役員会及び経営協議会に報告する。

(2) 各大学レベル

1) 教育研究評議会

教育研究評議会は各大学の取組の状況とその点検、評価、改善、向上について審議し、取組の有効性を検証することによって、各大学の内部質保証を統括する。

2) 企画・評価室又は評価企画室

企画・評価室又は評価企画室は、各大学の取組状況とその点検、評価、改善、向上についてとりまとめを行い、教育研究評議会に報告する。

### (3) 部局等レベル

#### 1) 学部・研究科

学部・研究科は、教育課程ごとに、三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に即して、教育研究活動を点検及び評価を行い、その結果は、部局で定める質保証に責任を有する委員会等が取りまとめ、その目的に基づいて教育研究活動を適切に行い成果をあげているかという有効性の検証を行い、必要に応じて改善、向上に向けた取組を行う。

#### 2) 室・委員会等

室・委員会等は、その設置目的に沿って、点検及び評価を行い、必要に応じて改善、向上に向けた取組を行う。

### (4) 教職員レベル

教職員は自己研鑽を行うように努めるとともに、各種研修への参加、FD活動及びSD活動の活用、教員評価等による検証によって、能力の保証と開発に努める。

## 7 検証

最高責任者及び統括責任者は、第8条から前条までに定める内部質保証の質のシステムの維持又は向上を図るため、不断に在り方を検証するものとする。

## 8 公表

最高責任者は、社会への説明責任を果たし、内部質保証が適切に機能していることを示すため、点検、評価、改善、向上に係る取組を行ったときは、評価結果、報告書等を積極的に公表する。

## 9 基本方針の見直し

経営戦略室、企画評価室及び評価企画室は、内部質保証の適切な実施にあたり、疑義が生じた場合は、最高責任者及び統括責任者と協議のうえ、役員会の議を経て見直しを行うものとする。

### 附 則

この基本方針は、令和4年10月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。